



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中村睦男教授の経歴と業績
Author(s)	岡田, 信弘; OKADA, Nobuhiro
Citation	北大法学論集, 52(3), 145-169
Issue Date	2001-11-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15097">https://hdl.handle.net/2115/15097</a>
Type	other
File Information	52(3)_p145-169.pdf



# 中村睦男教授の経歴と業績

岡田信弘

はじめに

中村睦男先生は、二〇〇一年五月一日付けで第一六代北海道大学総長に就任されたが、それに伴い法学部と法学研究科を離任されることとなった。助教授になられた一九七〇年から数えると、三一年にわたって本学部勤務されたことになる。その間に、学部や大学院の講義と演習を担当することによって法学部の学生や院生を教えられただけでなく、全学教育科目の日本

国憲法の講義を通して他学部の学生とも接点をもたれた。先生の講義を聴いた学生の数は、ゆうに一万人を超えていると思われる。他方、評議員や学部長として学部の運営に尽力されるとともに、同窓会の活動などを介して卒業生とも緊密な関わりを

もたれた。そして大学全体の運営にも、副学長として、従来国立大学では手薄であった学生の就職支援体制を立ち上げるなど多大の貢献をされた。おそらく、こうした先生の大学人としての歩みが、北海道大学の構成員によって高く評価されることとなり、今回の総長就任となったのではないかと思われる。

中村先生は札幌市に生まれたが、その後室蘭に移られ、室蘭栄高等学校を卒業した後、一九五七年に北海道大学に入学された。法学部を卒業後法学研究科の修士課程に進まれ、そこを修了した一九六三年には法学部助手となられた。その後二年間のフランス留学を経て助教授となられ、一九七三年には法学研究科より法学博士の学位を授与されている。一九七四年には教授となられ、本年四月三〇日まで在職された。

先に指摘したように、中村先生は、学内で、教育者としての仕事や行政的な業務を通して多くの寄与をされたばかりでなく、学外においても、社会に貢献する様々な活動をなされている。

各種国家試験の試験委員を長い間務められるとともに、北海道の情報公開、個人情報保護、環境保護に関する委員会において、それらの施策を前進させる方向での重責を果たしてこられた。

また、アイヌの人たちの生活や文化に関する諸問題を検討する委員会にも深く関与された。北海道では、ウタリ問題懇話会やウタリ福祉対策検討会議に、そして国レベルでは、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会に委員として参加されている（学外の社会活動についてより詳しくは後掲「学外委員」の欄を参照のこと）。

このように、中村先生は、大学を閉じられた空間と捉えて、その中でだけ活動するのではなく、社会にたえず開かれた存在として大学を位置づけたうえで、研究を通して得られた知見を社会に還元するべく積極的に活動をされてきたのである。

## 一 中村教授の研究業績

中村先生の研究業績には実に膨大なものがある。したがって、

そのすべてを網羅的に紹介することは紙幅の関係でできないので、以下、主に本としてまとめられているものを対象に、先生の研究業績を大括りに整理する形で紹介することとした。

先生が憲法に関連して公にされている著作は、単著以外に共著および編著のものを含めると、二〇冊を超えている。先生は、コンスタントにかつ精力的に研究成果を学界や社会に送り出してきたのである。これらの著作は、大きく分けて三つの系列に整理することができるように思われる。先生の研究の歩みをたどりながら、三つの系列を順に概観していくこととする。

### 1 「社会権」研究

「社会権」は、中村先生が研究者として最初に取り組まれ、そしてその後も終始研究され続けてきたテーマである。一九七三年に出版された『社会権法理の形成』（以下、出版社については後掲「業績」欄を参照のこと）は、修士課程における研究を経て、助手時代のフランス留学において深められた考察の結果をまとめたものである。先生は、本書において、「社会権」がどのような思想的背景の下に、どのような法理論として形成されてきたのかを、フランス憲法史を素材にして緻密かつ詳細に分析し、しかもその成果に基づいて、わが国の「社会権」論

に対して極めて鋭い問題提起を行っている。

「社会権」に関する当時の支配的学説は、社会権と自由権とを峻別するものであった。つまり、自由権は国家の不作為を要求する権利であるのに対して、社会権は国家の作為を要求する権利であり、両者は性格を異にする権利であると理解されていたのである。先生は、これに対して、当時の通説における「上からの社会権論」に代えて「下からの社会権論」、すなわち「社会権の基底における自由権の存在」と両者の相互関連性を強調された。そして、その後、このような「社会権」の基本的な捉え方を、罷業権、組合権、労働権、さらには生存権や教育を受ける権利について具体的に展開されていくのである。

先生の考え方によれば、例えば生存権は次のように解されることになる。それは、何よりも国民自らの自主的活動によって自らの生存を確保し、それを国あるいは他の私人によって妨害されないことを内容としており、「社会権」としての生存権の保障もこのような「生存の自由」を前提としていなければならぬとされるのである。こうした議論の根底には、国家の作為義務の側面だけで「社会権」を捉えるならば、個人が丸ごと国家に取り込まれることを許容しかねない論理を正当化してしまうことへの懸念が存するように思われる。

ところで、先生のその後の「社会権」論の展開において、「憲法訴訟論」の果たしている重要な役割を忘れてはならない。先に見た「社会権」の基本的な捉え方を憲法訴訟論とつき合わせながら、具体的な判例の厳密な検討が試みられたのである。先生のそうした手法は、憲法二五条に関する次のような言説に端的に現れているように思われる。「今日において、憲法二五条が国に対して政治的・道徳的義務を課しただけで、裁判規範としての効力を有しないという文字どおりのプログラム規定説は存在しなく、生存権の法的性格を論ずるにあたって必要なことは、生存権が一定の範囲で裁判規範としての効力を有することを前提にして、いかなる訴訟類型において、いかなる審査基準によって、生存権に裁判規範の効力を認めるかという問題を究明することである」（『社会権の解釈』一八頁）。一九八三年に刊行されたこの『社会権の解釈』や一九八九年に出版された『生存権・教育権』などが、このような視点からの考察の成果をまとめたものである。

以上に概観した「社会権」論が、先生の研究業績の第一の系列として取り上げたかったものである。なお、本号には、先生の最終講義の原稿「社会権の法理」が掲載されているので、より詳しくはそちらを参照願いたい。

## 2 日本国憲法の解釈論

次に第二の系列の紹介に移るが、これは一九七〇年前後から始められ、今日に至るまで途切れることなく、先生が公にされ続けている仕事である。したがって、業績の量としてはこの系列に属するものが一番多いということになる。日本国憲法の解釈論に関する研究であり、検討対象は日本国憲法のほぼ全範囲にわたっている。単著としては、『憲法30講』や『論点憲法教室』を、共著としては、『注釈日本国憲法(上)(下)』、『憲法I・II』、『ファンダメンタル憲法』、『憲法I・II・III』(注解法律学全集1・2・3)などをあげることができる。

ところで、中村先生の憲法解釈論を、憲法学界における位置づけという観点から整理してみると、三つのタイプに大別することができるのではないかと筆者は考えている。

まず第一のタイプは、先生の議論が通説もしくは多数説の立場に立っている場合である。量的にはこのタイプの議論が一番多いと考えられるが、次の点に注意が必要であろう。つまり、先生が結論として通説的な立場に立つ場合であっても、それは、先生ご自身の緻密かつ的確な考察を踏まえたものであつて、従来の議論をただ平面的に整理しただけの議論ではないということである。そしてそれに加えて、これは先生の研究業績のすべ

てにいえることだが、緻密な考察の結果を明快に、すなわち読み手にできる限り分かりやすい形でまとめられていることを指摘しなければならない。先生の解釈論が多くの人々に受け入れられている理由の一つであると思われる。

次に、今のところ少数説に位置づけられてはいるが、先生が粘り強く主張され続けている解釈論がある。例えば、日本国憲法における違憲審査制の性格に関する「限定された法律委任説」ともいべき見解、そして参議院の選挙制度に地域代表的性格を導入することに積極的な立場などがこのタイプに当てはまるであろう。

前者の違憲審査制の性格論について少し詳しく見ておくこととする。日本国憲法における違憲審査制の性格なりあり方をどのように解するかについては、警察予備隊違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和二十七年一〇月八日)が一応の決着をつけたとされている。しかしながら、判決理由の中に不明確な表現が存することもあつて、学説上はその後も議論が引き続き行われた。通説的見解は、日本国憲法における違憲審査制を司法審査制型のものと解しているが、これに対して、先生は、憲法は法律の制定によつて最高裁に憲法裁判所の権限を付与することを禁止してはいないとの立場に立っている。ただし、「最高裁の司法裁

判所としての本質に反しない限度」での権限付与という限定つきではあるが。「限定された法律委任説」と表現した理由である。五〇年を超える違憲審査制の運用が憲法の予定している役割にそったものであるかについては、多くの憲法学者が疑問に感じているところである。そうした中で、先生の見解と全く同じというわけではないが、それに近い議論を展開する研究者が最近増えてきているように思われる。今後の議論の推移とそこで果たすであろう先生の解釈論の役割が注目される。

最後に第三のタイプであるが、それは、通説的見解に対する先生の鋭い問題提起が多くの支持を集めるようになり、現在ではほぼ通説、少なくとも多数説を形成しているように思われる議論である。「社会権」論がその最も代表的な例であるが、ここでは、先生が、助手の時に発表された「人権の私人間効力」に関する議論を少し見ておくこととしたい。

「人権の私人間効力」に関する学説の対立は、ドイツにおける議論の影響の下に、基本的には直接効力説と間接効力説の間に存した。先生の立場は、この区別や対立を相対化しようとするものである。つまり、憲法が私人間に適用されることを前提として、直接効力説と間接効力説の区別を相対的に捉えたいうえで、具体的問題の解決にあたっては、まず当該私法関係がどの

ような性質のものであるかを検討し、次いでそこではいかなる性質の人権が保障され、いかなる人権が制約を受けるのかを慎重に吟味しなければならぬとされるのである。先に指摘した憲法二五条についての考察方法を、ここにも見ることができよう。

ともあれ、先生の解釈論には、次のような特徴が存するよう思われる。第一に、学説や判例を考察する際に、あくまでも内在的な理解を優先させていることをあげることができる。つまり、結論のみを外在的に批判するのではなく、結論に至る筋道を論理的に厳密に検討したうえでそれらの位置づけや批判を行おうとする態度である。第二に、実際上どのような違いが出てくるのかを軽視あるいは無視した「空理空論」はあまり好まれないということがある。議論のプロセスと結論の双方にたえず目を配りながら、妥当な解釈を追い求められているのである。そして最後に第三は、その「妥当な解釈」が時としていわゆる通説と異なる場合があるが、その場合にも自らの説を恐れず提示し続けるということである。「社会権」論や違憲審査制の性格論がその典型的な例であろう。

### 3 「立法過程」研究

第三の系列は、九〇年代に入つて、先生が編者の一人となつて出版された、『議員立法の研究』および『立法過程の研究』

という二冊の本に結実した研究である。この分野の共同研究は、本学部では、中村先生の恩師である深瀬忠一名誉教授以来継続的に行われてきたものだが、中村先生はおそらく次のような問題関心の下にこの研究に積極的に関わつてきたように思われる。

つまり、憲法学者の従来立法過程研究、ひいては国会や内閣に関する多くの研究は関連条文の解釈論、もしくはそれに基づく静態的な制度論にとどまっていたのに対して、先生は、立法過程の実態に関する正確な理解を踏まえた議論の重要性を多く重視されていたように思う。このことは、共同研究に共通する問題意識について、深瀬名誉教授の言を引きながら、「本格的で十全な立法過程研究とは、現行憲法下の重要なし特徴的な領域および形態の諸立法の実証的研究を網羅的に遂行することによつて、一定の類型別に整理し、問題点と特色を明らかにし、改革の具体策を提唱しうるようになってはなるまい」(『議員立法の研究』六一〇頁)と述べていることからもうかがい知ることができよう。そしてこうした観点から、実務家を巻き込んで展開された共同研究の成果は、憲法学界に対してだけな

く、立法実務に携わる人々に対しても大きなインパクトを与えたところである。これが、第三の系列として紹介したい業績である。

以上で、中村先生の研究業績を大括りに三つの系列に整理した紹介を終えることにするが、そこから漏れている重要な業績を最後に指摘しておきたい。それは、「社会権」以外のフランス憲法研究に関するものである。とくに、フランス憲法院に関する研究が重要である。わが国でも、今日、憲法院とその判例を研究する人は増えているが、先生は、かなり早い時期からそれに注目し、その制度のありようを要領よく紹介するとともにそれが下した注目すべき判決をより深いところで分析した成果をいくつか発表されている。「フランス憲法院の憲法裁判機能への進展」、「フランス憲法院の機能と役割」、「フランス憲法院」などがそうである。憲法院の歩みを邦語文献でたどろうとする時、先生の業績は必読のものといえよう。少し古いものではあるが、「フランス法における人権の保障」もここであげておきたい。フランス的な人権保障のあり方を知るうえで、不可欠の文献だからである。確かに、本論文は、憲法院が本格的な活動を始めたばかりの時期に執筆されたもので、その後の膨大な憲法院判例が組み込まれていないという留保を付す必要はあ

るが、しかしながらフランス的な人権保障の特徴が極めて明快に描きだされているという点で、非常に有益かつ貴重な文献である。

## 二 中村教授の教育業績

中村先生は、一九七〇年に本学部の助教に任ぜられてから、学部の講義や演習、大学院の授業、そして全学教育の日本国憲法の講義を担当されてこられた。その結果、日本国憲法の講義では一万人を超える他学部の学生、大学院では数十人の院生、そして学部の演習では五〇〇人を超える学部生を指導され、さらに学部の憲法の講義ではおそらく数千人の学生を教えてこられたのではなからうか。

先生の人となりについて一つ特筆するとすれば、それは先生が「warm heart」と「cool head」を実にバランスよく兼ね備えた人であるということである。このことは、学問研究に向かう姿勢として示されるだけでなく、人と接する際にも見られることである。先生は、弟子や学生を叱責することはほとんどない。暖かく見守りながら、鋭くかつ適切なアドバイスを下さるのである。先生の指導を受けた多くの卒業生が、学界、官界、

法曹界、そして実業界で大いに活躍しているが、それは、こうした先生の学生に接する際の基本的な態度が大きく寄与しているように思われる。先生と接しているうちに、学生はその潜在的能力を顕在化するきっかけを与えられているのではなからうか。天は、先生に対して二物を与えたようである。研究者としての能力と教育者としての能力の二つである。

## おわりに

中村先生は、総長に就任したことに伴って、予定より一年早く本学部を離れることとなった。それは、筆者を含む多くの人にとって、喜びと同時に寂しさをもたらすことでもある。あと一年法学部に在職していたならば、おそらく本稿で触れるべきことはさらに増えていたことであろう。少々残念である。しかしながら、そうしたことに優る期待と信頼が本学の多くの構成員から先生に対して寄せられたのである。このことを喜びと感じて、少々の残念さと寂しさに耐えることとしよう。最後に、先生が、健康を害することなく、先生のベースとスタイルで総長職を務められることを祈念して、本紹介を閉じることとした。

中村睦男教授の履歴

て在外研究

一九三九(昭和一四)年二月七日

札幌市に生まれる

一九九七(平成九)年四月～一九九九(平成一一)年三月

北海道大学副学長

一九六一(昭和三六)年三月

北海道大学法学部卒業

二〇〇〇(平成一二)年四月

北海道大学大学院法学研究

一九六三(昭和三八)年三月

北海道大学大学院法学研究

二〇〇一(平成一三)年五月

科教授

科修士課程修了

二〇〇一(平成一三)年五月

北海道大学総長

一九六三(昭和三八)年四月

北海道大学法学部助手

一九六五(昭和四〇)年一〇月～一九六七(昭和四二)年九月

学会及び学外委員

フランス・ポアチエ大学に

一 学会

フランス政府給費留学

日本公法学会理事

一九七〇(昭和四五)年七月

北海道大学法学部助教

全国憲法研究会運営委員

一九七三(昭和四八)年九月

法学博士(北海道大学)

日本教育法学会理事

一九七四(昭和四九)年七月

北海道大学法学部教授

日本比較法学会会員

一九八四(昭和五九)年一二月～一九八八(昭和六三)年一二月

北海道大学評議員

国際憲法学会会員

一九八八(昭和六三)年四月～六月

フランス・パリ大学にて在

外研究

二 学外委員

一九八八(昭和六三)年一二月～一九九〇(平成二)年一二月

北海道大学法学部長

司法試験(第二次試験) 審査委員

フランス・ポアチエ大学に

国家公務員採用I種試験(行政) 試験専門委員

一九九三(平成五)年四月～五月

フランス・ポアチエ大学に

日本学術会議公法学会研究連絡委員会委員

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会委員

北海道公文書開示審査会委員

北海道個人情報保護審査会委員

北海道環境審議会委員

北海道環境影響評価審議会委員

北海道青少年問題協議会委員

ウタリ問題懇話会委員

「アイヌ文化の振興策を図るための施策に関する基本計画」

検討委員会委員

ウタリ福祉対策検討会議委員

地方公務員災害補償基金札幌市支部審査会委員

札幌市公務員災害補償等審査会委員

広島町長期総合計画審議会委員

北広島市情報公開審査会委員

北広島市長期総合計画審議会委員

札幌弁護士会懲戒委員会委員

## 中村睦男教授の業績

### 一 著書

#### 【単著】

『社会権法理の形成』（有斐閣・一九七三年）

『社会権の解釈』（有斐閣・一九八三年）

『憲法30講』（青林書院・一九八四年、〔新版〕一九九九年）

『論点憲法教室』（有斐閣・一九九〇年）

#### 【共著】

『憲法入門(1)』（有斐閣新書・一九七七年、〔新版〕一九九〇年）

○年）

『基本的人権の歴史』（有斐閣新書・一九七九年）

『注釈日本国憲法（上）（下）』（青林書院・一九八四年、一九八八年）

一九八八年）

『現代憲法講座（下）』（日本評論社・一九八五年）

『生存権・教育権』（法律文化社・一九八九年）

『憲法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣・一九九二年、〔新版〕一九九七年、

〔第三版〕二〇〇一年）

『ファンダメンタル憲法』（有斐閣・一九九四年）

- 【憲法Ⅰ】（注解法律学全集1）（青林書院・一九九四年）  
 【憲法Ⅱ】（注解法律学全集2）（青林書院・一九九七年）  
 【憲法Ⅲ】（注解法律学全集3）（青林書院・一九九八年）  
 【憲法裁判50年】（悠々社・一九九七年）  
 【憲法と地方自治】（地方自治土曜講座ブックレット133号）（北海道町村会・一九九七年）

【共】 編著

- 【教材憲法判例】（北海道大学図書刊行会・一九七五年、増補版）一九七六年、【第二版】一九八三年、【第三版】一九八九年、【第四版】二〇〇〇年）  
 【司法試験シリーズ1憲法】（別冊法学セミナー）（日本評論社・一九七九年、【新版】一九八三年）  
 【憲法判例の研究】（敬文堂・一九八二年）  
 【議員立法の研究】（信山社・一九九三年）  
 【立法過程の研究】（信山社・一九九七年）

二 論文・判例評釈・書評・小論等

一九六三年

「フランス憲法における社会権の発展（一）」北大法学論

集一四卷二号

一九六四年

「フランス憲法における社会権の発展（二）（三）」北大法学論集一五卷一号、二号

一九六六年

「フランス憲法における社会権について」比較法研究二七号

一九六七年

「一九六五―一九六六年度フランス公法文献紹介」北大法学論集一七卷四号

一九六九年

「人権と私人相互関係」法律時報四一巻五号

「私人間における基本的人権——結婚退職制違憲判決」

憲法判例研究会編『日本の憲法判例』（敬文堂）

一九七一年

「歴史的・思想的にみた社会権の再検討」法律時報四三

巻一号

一九七二年

「私法関係と人権」ジュリスト五〇〇号記念特集『判例展望』

「フランスー国防の秘密侵害罪および公務員の秘密保守義務」ジュリスト五〇七号

「報道の自由ーフランス」比較法研究三三三号

「フランスにおける教育の自由法理の形成（一）ーフランス革命期における教育の自由」北大法学論集二三卷二号

「教育権法理の歴史的形成」小川・永井・平原編『教育と福祉の権利』（勁草書房）

「最高裁判決のゆくえ（一）（二）へ報告とシンポジウム」法学セミナー二〇三号、二〇四号

「書評・吉田善明『現代憲法の問題状況』」月刊社会党一八九号

「憲法へ学界回顧」法律時報四四卷一四号

### 一九七三年

「警察予備隊違憲訴訟」「砂川事件」法学セミナー臨時増刊「憲法と自衛隊」

「人権と私法関係」「労働基本権」芦部・池田・杉原編『演習憲法』（青林書院新社）

「思想・良心の自由」「信教の自由」別冊法学セミナー基本判例シリーズ『判例憲法』

「権利としての福祉——生存権の現代的意味」ジュリス

ト五三七号臨時増刊『現代の福祉問題』

「フランスにおける教育の自由法理の形成（二）——「帝国大学」による教育の国家独占体制の成立」北大法学論集二四卷一号

「教育を受ける権利と義務教育の無償」「教員転任処分の不利益処分性」別冊ジュリスト四一号『教育判例百選』

「氏名の黙秘」長谷川編『セミナー法学全集1 憲法I』（日本評論社）

「伊達市住民の環境意識について（一）へ共同研究・北海道環境法理研究会」北海学園大学開発論集一六号

「憲法へ学界回顧」法律時報四五卷一五号

「書評・高柳信一・藤田勇編『資本主義の形成と展開』第一卷『企業と営業の自由』」法と民主主義八一号

### 一九七四年

「長沼ナイキー審判決の意義へ時の問題」法学教室（第二期）四号

「生存と人権」「内閣と行政」奥平・杉原編『憲法を学ぶ』（有斐閣）

「フランス教育法の現状」日本教育法学会年報三号『国民の学習権と教育自治』（有斐閣）

「公教育における教育の自由——教科書第一次検定訴訟判決を読んで」ジュリスト五七〇号

「地公法三七条一項の違憲性——和高教組懲戒処分取消事件第一審判決（和歌山地判四八・九・一二）へ最新判例批評」（共著）判例評論一七九号「判例時報七二二号」

「憲法へ学界展望」公法研究三三六号

「模擬問題の解説——憲法」法学セミナー二二四号～二二二二号、二二三三号、二三五～二三七号

「書評・芦部信喜著『憲法と議会議政』」法律時報四六卷二二二号

## 一九七五年

「基本権に関する一般通則」「社会権」「憲法上の義務」樋口・佐藤編『憲法の基礎』（青林書院新社）

「フランスにおける軍権の文権への従属の原則」法律時報臨時増刊『憲法と平和主義』

「生存権」小林ほか編『憲法副読本』（文眞堂）

「福祉問題」ジュリスト五八六号

「教育権と教育の自由」法学教室（第二期）

「教育の自由と教科書検定」法学セミナー二四七号

「憲法の改正と保障」阿部・池田編『憲法(1)』（有斐閣）

「火力発電所建設と住民の環境意識——北海道伊達市における調査分析（一）～（三）へ共同研究・北海道環境法理研究会」法律時報四七卷三三号、四号、六号

「フランス公法最近文献覚え書き」（共著）北大法学論集二五卷四号

「憲法へ学界展望」公法研究三三七号

## 一九七六年

「戦争の放棄と自衛権」「憲法の改正」阿部編『判例と学説——憲法』（日本評論社）

「フランス法における人権の保障」公法研究三八号

「社会権の思想」小林・水木編『現代日本の法思想』（有斐閣）

「生存権の法的性格——堀木訴訟控訴審判決をめぐって」法律時報四八卷五号

「生存権の現実と課題」平和と民主主義三四四号

「教育の自由をめぐるフランス公法学説」季刊教育法一九号

「教育の自由」奥平・杉原編『憲法学2』（有斐閣）

「基本的人権としてのストライキ権」季刊労働法九九号

「フランス公法最近文献覚え書き」（共著）北大法学論集

二六卷四号

「紹介・芦部信喜著『現代人権論』」国家学会雑誌八七巻

一〇二号

「読書案内・辻清明著『日本の地方自治』」税大通信一二

二号

## 一九七七年

「生存権」法律時報臨時増刊『憲法三〇年の理論と展望』

「生存権と生活保護基準」朝日訴訟」別冊ジュリスト五六号『社会保障判例百選』

「朝日訴訟」池田編『憲法の歩み』（有斐閣）

「岩教組学テ上告審判決——地方公務員の争議権」ジュ

リスト六四二号『昭和五一年度重要判例解説』

「フランスにおける学校事故判例の動向」学校事故研究会

編『学校事故の事例と裁判』（総合労働研究所）

「公務員の労働基本権」ジュリスト増刊・基本判例解説シ

リーズ『憲法の判例』（第三版）

「憲法二八条」有倉編『判例コンメンタール憲法一』（三

省堂）

「フランス憲法院の憲法裁判機関への進展」北大法学論集

二七卷三二四号

「憲法三〇年と違憲審査制」北海道新聞一九七七年五月二  
日夕刊

「フランス公法最近文献覚え書き（一九七六—一九七七）」

（共著）北大法学論集二八巻二号

## 一九七八年

「憲法第二五条の法意」「教育権の所在」ジュリスト増刊『憲  
法の争点』

「教育権理論史と憲法」ジュリスト総合特集『教育——  
理念・現況・法制度』

「主要諸外国の教育法制——フランス」室井・鈴木編『教  
育法の基礎』（青林書院）

「労働者の思想および表現の自由」法学セミナー増刊総合  
特集シリーズ『労働と人権』

「議会における立法過程——フランス」比較法研究四〇  
号

「フランスの最近の公法学の教育および研究」文献覚え書  
き（一九七七—一九七八）（共著）北大法学論集二九巻

二号

「これからの憲法学へ座談会」ジュリスト六五五号

## 一九七九年

「人權保障の限界」「教育の自由」別冊法学セミナー『司  
法試験シリーズ憲法』

「教育を受ける権利と義務教育の無償」「教員転任処分の  
不利益処分性」別冊ジュリスト六四号『教育判例百選』(第  
二版)

二版)

「社会権、生存権、環境権」地方自治職員研修臨時増刊号

『総合特集シリーズ公法入門』

「学校における生徒の人權の保障——内申書裁判東京地  
裁判決をめぐって」ジュリスト六九四号

「立法不作為の違憲性——在宅投票制廃止違憲訴訟控訴  
審判決」ジュリスト六九三号『昭和五三年度重要判例解  
説』

説』

「書評・兼子仁著『教育法』(新版)」法学セミナー二八六  
号

「書評・鈴木英一著『現代日本の教育法』」季刊教育法三  
三号

## 一九八〇年

「社会権」法学セミナー三〇三号別冊付録『判例ハンドブッ  
ク憲法』

「私人相互関係と人權」清宮ほか編『新版憲法演習』(有

斐閣)

「外国人の基本的人權」ロースクール一七号

「政治スト」ロースクール二四号

「社会経済政策の手段としてなされる営業規制」別冊ジュ  
リスト六八号『憲法判例百選Ⅰ』

「居住・移転および職業選択の自由」「財産権の保障」和  
田編『憲法教室』(有斐閣)

「憲法と環境権」世界四二〇号

「世界の教育法——フランス」講座教育法第七巻『世界と日  
本の教育法』(総合労働研究所)

「フランス」比較立法過程研究会編『議会における立法過  
程の比較的研究』(勁草書房)

「学力テストの適法性——学テ闘争大阪事件上告審判決」  
ジュリスト七一八号『昭和五四年度重要判例解説』

「生活困窮者が生活保護申請却下処分の取消訴訟を進行す  
るために要した弁護士費用は生活保護の対象となるか

——第二次藤木訴訟第一審判決(東京地判五四・四・  
一一)へ最新判例批評』判例評論二五一号『判例時報九  
四四号』

「フランス公法最近文献覚え書き(一九七八—一九七九)」

〔共著〕北大法学論集三〇巻四号

〔批評と紹介・フーパー著、河島幸夫訳『人権の思想』本のひろば二六四号

一九八一年

〔居住移転の自由〕「職業選択の自由」「生存権」「労働権」

〔労働基本権〕芹部編『憲法Ⅲ人権(2)』(有斐閣)

〔社会権の捉え方〕ロースクール三五号

〔基本的人権と公共の福祉〕ロースクール三六号

〔財産権の保障と限界〕ロースクール三七号

〔正当な補償〕ロースクール三八号

〔学問の自由と教師の教育の自由〕ロースクール三九号

〔公務員の「表現の自由」と政治活動禁止規定〕季刊労働

法一一九号

〔学問の自由と大学の自治〕大須賀編『現代法講義憲法』

(三省堂)

〔フランス一九五九年私学助成法の制定〕北大法学論集三

一卷三〇四号下巻

〔フランスにおける私学助成をめぐる憲法問題〕今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題(上)』(有斐閣)

〔百里基地訴訟控訴審判決(東京高裁昭和五六年七月七日

判決)へ時の判例〕法学教室一三三号

〔一、憲法二六条の法的性格 二、子女を私立高校に通学させている親から、負担する公立学校との学費の差額は、国会又は内閣の憲法二六条、教基法に定める教育諸条件整備に関する法的義務に違反する立法上の不作為に由来する損害であるとし、国に対してなされた国家賠償請求が排斥された事例——私立高校生超過学費返還請求事件第一審判決(大阪地判五五・五・一四)へ最新判例批評〕判例評論二六五号〔判例時報九八九号〕

〔人権としての福祉と平和(講演記録)〕公明二三四号

〔書評・佐藤幸治著『憲法』法学セミナー三一八号

〔書評・佐藤功『憲法問題を考える』一九八一年六月九

日付北海道新聞朝刊

一九八二年

〔学習権〕ロースクール四〇号

〔大学の自治〕ロースクール四一号

〔教育を受ける権利の法的性格〕ロースクール四二号

〔居住移転の自由〕ロースクール四三号

〔法律と条例との関係〕ロースクール四四号

〔憲法上の地方公共団体の意味〕ロースクール四五号

「公務員の政治活動の自由の制限」ロースクール四六号

「衆議院の解散」ロースクール四七号

「内閣の行政権と行政委員会」ロースクール四八号

「憲法改正の限界」ロースクール四九号

「法の下の平等と「合理的差別」」ロースクール五〇号

「憲法の変遷」ロースクール五一号

「法の下の平等と尊属殺重罰規定——尊属殺違憲判決」

大須賀ほか編『憲法判例の研究』（敬文堂）

「社会権の特質」法学教室一九号

「フランス憲法院の機能と役割——国有化法違憲判決を契機

にへ現代の視点」法学セミナー三二九号

「内申書裁判（東京高裁昭和五七年五月一九日判決）へ時

の判例」法学教室三三三号

「堀木訴訟（最大昭五七・七・七判決）へ判例解説」ロー

スクール五〇号

「民主主義における司法の役割へ巻頭言」不動産法律七

ミナー一九八二年三月号

### 一九八三年

「議員定数の不均衡と選挙権の平等」ロースクール五二号

「憲法判断回避の準則」ロースクール五三号

「選挙権の性質」ロースクール五四号

「未成年者と基本的人権」ロースクール五五号

「人権保障の限界」法の下の平等と合理的差別「教育の

自由」別冊法学セミナー「司法試験シリーズ1憲法」新

版」

「公務員と人権」杉原編「講座・憲法学の基礎2」（勁草

書房）

「法の下の平等と「合理的差別」」公法研究四五号

「フランスにおける選挙に関する世論調査の規制——一

九七七年七月一九日法の制定と運用」北大法学論集三三三

巻六号

「生存権の考え方」小川編「社会保障を学ぶ」（有斐閣）

「老齢福祉年金の受給制限と併給調整条項の合憲性へ判例

紹介」民商法雑誌八八巻六号

「違憲審査の原理」法学セミナー増刊「憲法訴訟」

「経済的自由権と社会権（1）（3）」法学セミナー三四

三号—三四五号

### 一九八四年

「人権と私法関係」労働基本権 岩部・池田・杉原編「演

習憲法」（青林書院）



六〇年一月二一日第一小法廷判決（昭和六〇・一一・

二一最高一小判）ジュリスト八五五号

〔町立中学校の校長が、男子生徒の頭髪につき丸刈りとする

べき旨を定める校則を制定、公布したことが、違憲・違

法とはいえないとされた事例——熊本男子中学生丸刈

り校則事件（熊本地判六〇・一一・一三三）最新判例批

評〕判例評論三二一九号〔判例時報一一九〇号〕

〔国会での憲法論議の重要性（九月のとびら）〕国会月報

一九八六年九月号

〔基本書の選び方、使い方——憲法〕法学セミナー増刊

〔法学入門一九八六〕

〔環境と人権〕創価学会青年平和会議・創価学会学生平和

委員会編『環境問題を考える』（潮出版社）

## 一九八七年

〔憲法の意味へ入門教室憲法一〕法学教室七九号

〔憲法の保障と違憲審査制へ入門教室憲法二〕法学教室

八〇号

〔司法権の観念と裁判所の構成へ入門教室憲法三〕法学

教室八一号

〔統治行為と憲法判断回避の準則へ入門教室憲法四〕法

学教室八二号

〔基本的人権の観念とその主体へ入門教室憲法五〕法学

教室八三号

〔法の下での平等と尊属殺重罰規定へ入門教室憲法六〕法

学教室八四号

〔議員定数の不均衡と選挙権の平等へ入門教室憲法七〕

法学教室八五号

〔政教分離の原則へ入門教室憲法八〕法学教室八六号

〔表現の自由の事前規制へ入門教室憲法九〕法学教室八

七号

〔統治過程と「民意」——直接民主制的諸制度の運用と諸改

革案をめぐって〕ジュリスト臨時増刊『憲法と憲法原理

——現況と展望』

〔憲法学と子どもの人権〕法律時報五九卷一〇号

〔私人相互関係と人権〕清宮・佐藤・阿部・杉原編『新版

憲法演習(1)〔改訂版〕（青林書院）

〔労働基本権〕小林・はら編『憲法マイルド考』（憲法擁

護国民連合）

〔私立学校への公費助成——私立学校への財政援助は憲

法八九条に違反しないか〕法学セミナー三八九号

「市が私立大学医学部附属病院の誘致計画に基づいて取得したその建設用土地につき造成費用等に公金を支出すること及び右土地を右私立大学に無償譲渡することが、いずれも憲法八九条に違反しないとされた事例（千葉地判六一・五・二八）〈最新判例批評〉判例評論三四〇号」判例時報一二二七号

「国家（防衛）秘密法を考えるへ座談会」札幌弁護士会会報二〇七号

「土地所有権と憲法（一二月のとびら）」国会月報一九八七年一二月号

「基本書の選び方、使い方——憲法」法学セミナー増刊

『法学入門一九八七』

### 一九八八年

「教育権の現代的課題」法律時報六〇巻六号

「社会権の特質」別冊法学教室「憲法の基本問題」

「フランス憲法院」法学セミナー増刊『今日の最高裁判所——原点と現点』

「社会経済政策の手段としてなされる営業規制」別冊ジュリスト号『憲法判例百選Ⅰ』（第二版）

「報道の自由と取材の自由へ入門憲法教室一〇」法学教室

八八号

「法定手続の保障と明確性の原則へ入門教室憲法一一」法学教室八九号

「職業選択の自由へ入門教室憲法一二」法学教室九〇号

「生存権の保障へ入門教室憲法一三」法学教室九一号

「代表民主制と直接民主制へ入門教室憲法一四」法学教室九六号

「戦争の放棄へ入門教室憲法一五」法学教室九七号

「国会の地位へ入門教室憲法一六」法学教室九八号

「内閣総理大臣の地位と権限へ入門教室憲法一七」法学教室九九号

「教育権の現代的課題」法律時報六〇巻六号

「基本書の選び方、使い方——憲法」法学セミナー増刊

『法学入門一九八八』

### 一九八九年

Quarante ans de contrôle judiciaire de la constitutionnalité des lois: le Japon, Annuaire International de Justice Constitutionnelle, 1987, Paris, Economica

「国事行為ないし天皇の公的行為」ジュリスト九三三三号

「フランスにおける大学教授の独立」憲法院一九八四年一

月二〇日判決をめぐって」北大法学論集三九卷五〇六号  
下巻

「教育に関する権利」和田・清水編『基本問題セミナー憲法』（一粒社）

「国会議員とは何者か」法学セミナー四一九号

「地方自治の保障へ入門教室憲法一八終」法学教室一〇  
一号

「学校教育法施行規則五四条の三に基づく調査書（高校入試の際のいわゆる内申書）の記載が生徒の思想信条の自由や表現の自由を侵害するものではないとされた事例

—— 麹町中学内申書事件上告審判決最二判六三・七・

一五）〈最新判例批評〉判例評論三二六三号「判例時報」  
三〇三号」

「基本書の選び方、使い方——憲法」法学セミナー増刊

「法学入門一九八九」

「少数民族の権利と文化—アイヌ新法への視点へシンポジウム」一九八九年七月四日付北海道新聞

## 一九九〇年

Freedom of economic activities and the right to property, Law  
and Contemporary Problems, vol. 53, no. 2

「教科書執筆と教育の自由・表現の自由」芦部編『教科書裁判と憲法学』（学陽書房）

「教育政策と議会」ジュリスト九五五号

「外国人の生存権・社会保障権の権利主体性」日本社会保険法学会誌五号『社会保障法』

「判例の理解のしかた—判例の流れをつかむ—生存権を素材にして」法学教室一一七号

「警察予備隊違憲訴訟—違憲審査」法学教室一一二一号

「憲法裁判のあり方を考える（一〇月号のとびら）」国会  
月報五〇二号

「衆議院議員定数は正の成立と最高裁判決—一九八六年公職選挙法改正をめぐって」北大法学論集四〇巻五〇六号  
上巻

「アイヌ特別立法の成立とその展開——北海道旧土人保護法（一九九九年）の制定と改廃をめぐって」深瀬忠一  
教授退官記念『平和と国際協調の憲法学』（勁草書房）

「先住民の同化から自立へ」の道を選択する——「アイヌ新法」制定問題をめぐってへ現代の視点」法学セミナー  
四二四号

「アイヌ新法の検討とその課題」北海道生活福祉部『アイ

又民族の明日を考えるつどい講演記録集」

「憲法を学ぶ皆様へ〈巻頭言〉」受験新報四七二号

「基本書の選び方、使い方——憲法」法学セミナー増刊

『法学入門一九九〇』

一九九一年

Le contrôle de l'Etat sur l'enseignement, International Center for Comparative Law and Politics, Faculty of Law, University of Tokyo, "Japanese Reports for the XIII th International Congress of Comparative Law")

「特別の法律関係における人権保障へファンダメンタル憲法二」法学教室一二八号

「表現の自由とパブリック・フォーラム論へファンダメンタル憲法四」法学教室一二〇号

「参議院の選挙制度改革へファンダメンタル憲法六」法学教室一二二二号

「教育権の所在へファンダメンタル憲法九」法学教室一二三五号

「集会・結社の自由」「公安条例」「集団示威運動」大学教育社編『現代政治学事典』

「日本の憲法裁判と人権保障」亜・太公法研究第一輯

「憲法二一条と取材・報道の自由」新聞研究四七六号

「教育権論の課題」日本教育法学会年報二〇号『新世紀への教育法学の課題』（有斐閣）

「財政」佐藤編著『要説コンメンタール日本国憲法』（三省堂）

「憲法と条約とはどちらが優先するか——第八回研究会に出席して」子どもの人権一五号

「異教徒の埋葬依頼における寺の自派の典札施行権」別冊ジュリスト一〇九号『宗教判例百選』（第一版）

「外国人と社会保障——国民年金法の国籍要件の合憲性——塩見訴訟」別冊ジュリスト一一三三号『社会保障判例百選』（第二版）

「解説」永井憲一『主権者教育権の理論』（三省堂）

「法律家に求められるもの〈学びへの誘い〉」不動産法律セミナー四三七号

「大学で憲法を学び始める皆さんへ——これで講義がわかる」『憲法——「憲法」にはいろいろな意味がある』法学セミナー四三七号

「二一世紀に向けて抜本的改革を望む」ジュリスト九八四号

号

「書評・今橋盛勝ほか編『内申書を考える』」法学セミナー  
四三三三号

「書評・ジャン・モランジュ著、藤田久一・藤田ジャクリ  
ーン訳『人権の誕生』」エコノミスト六九巻七号

## 一九九二年

「立法行為の不作為に対する違憲審査へファンダメンタル  
憲法一二〇」法学教室一三八号

「家族生活における平等へファンダメンタル憲法一四〇」  
法学教室一四〇号

「条約の国内的効力へファンダメンタル憲法二〇」法  
学教室一四六号

「自己決定権」「社会権」芦部編『判例ハンドブック憲法』  
〔第二版〕

「日本国憲法と外国人」月刊自治フォーラム三九一号

「校則をめぐる司法判断と生徒の人権へ現代の視点」法  
学セミナー四四五号

「児童の人権をとらえる」法律のひろば四五巻六号

「教育基本法解説」永井編『基本法コンメンタール教育関  
係法』（日本評論社）

「バイクおよび髪形規制を定める私立高校校則と生徒の懲

戒——修徳学園バイク退学処分事件第一審判決（①事  
件）——修徳高校バード退学訴訟第一審判決（②事件）

（①東京地判三・五・二七、②東京地判三・六・二二）（最  
新判例批評）判例評論三九五号「判例時報一四〇〇号」

「教育を受ける権利と義務教育の無償」「丸刈り校則裁判」  
別冊ジュリスト一一八号「教育判例百選」（第三版）

「最高裁と教科書裁判へシンポジウム」法律時報六四巻  
一号

「書評・中川明著『学校に市民社会の風を』（筑摩書房）」  
法学教室一四四号

## 一九九三年

Freedom of Economic Activities and the Right to Property,  
Pluney and K.Takahashi, "Japanese Constitutional Law",  
University of Tokyo Press

「労働基本権の性質へファンダメンタル憲法二三」法学  
教室一四九号

「教育の自由」「教師の市民的自由」日本教育法学会編『教  
育法学辞典』（学陽書房）

「科学技術の進歩と自己決定権」ジュリスト一〇一六号

「憲法と男女平等」芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義

の展開(上)』(有斐閣)

「衆議院議員定数は正の成立と最高裁判決―一九八六年公職選挙法改正をめぐる―」中村編『議員立法の研究』(信山社)

「学校における子どもの人権―憲法・教育法の見地から―

北大法学論集四四卷一号

「子どもの信教の自由と学校の裁量―神戸市立工業高専格

技拒否事件大阪高裁決定」季刊教育法九二号

「外国人の地方参政権へ下級審時の判例」ジュリスト一

〇三六号

## 一九九四年

「生存と憲法」樋口編『講座憲法学4』(日本評論社)

「生存権の意義へ研究の窓」季刊社会保障研究三〇卷一

号

「第二八条」浦田・大須賀編『新・判例コンメンタール日

本国憲法(2)』(三省堂)

「議員立法のあり方」憲法理論研究会編『議会制民主主義

と政治改革』(憲法理論叢書①)(敬文堂)

「憲法改正論五〇年と憲法学」法律時報六六卷六号

「アイヌと教育権」日本教育法学会年報二三号『学校五日

制と教育改革』(有斐閣)

「家永教科書裁判第一次訴訟」ジュリスト一〇四六号『平成五年度重要判例解説』

「社会経済政策としてなされる営業規制―小売市場事件」

別冊ジュリスト一三〇号『憲法判例百選Ⅰ』(第三版)

「書評・芦部信喜著『憲法学Ⅱ』」法学教室一六六号

## 一九九五年

「子どもの権利条約・人権の原理」日本教育法学会年報二四号『国際化時代と教育法』(有斐閣)

「立法の過程について論ずることの法学的意義」法学教室

一七三号

「憲法裁判の現状と課題」法曹時報四七卷二号

「憲法からみた地方分権」ジュリスト一〇七四号

「憲法の改正と保障」阿部ほか編『憲法(1)』(第三版)(有

斐閣)

「国民レベルから―戦後50年と憲法」図書新聞一九九

五年五月六日号

「北大におけるDNA欠損症遺伝子治療の実施承認にいたるまでへ共同報告」『第一四回大学医学部医科大学倫理

委員会連絡懇談会報告』

「奥深い子どもの人権」季刊教育法一〇一号

### 一九九六年

「生存権」永井編『戦後政治と日本国憲法』（三省堂）

「教科書裁判と憲法学」法律時報六八卷六号

「憲法改正論50年と憲法学」樋口ほか編『憲法理論の50年』

（日本評論社）

「憲法と地方自治へ巻頭言」フロンティア180 一七号

「公務員関係と労働基本権（全農林警職法事件）」別冊法

学教室『憲法の基本判例』（第二版）

「〈翻訳〉ドミニク・ブレイヤ」フランスにおける外国人」

北大法学論集四六卷六号

### 一九九七年

「基本的人権の現代的諸相」法学教室一九九号

「人権の概念についてへ法学講演」法学教室二〇六号

「一七八九年と一七九三年の人権宣言について」札幌日仏

協会編『フランス革命の光と闇』（勁草書房）

「憲法―教育基本法50年」季刊教育法一一〇号

「日本における欧米からの人権観念の導入と展開」北大法

学論集四七卷五号

「憲法改正について考える―国民的論議で改正構想をへ私

見・視点」国会月報五八三号

### 一九九八年

「環境権の国内的および国際的保障」深瀬ほか編『恒久世  
界平和のために』（勁草書房）

「今日の人権保障の問題点と今後の課題へ座談会」東洋  
学術研究三七卷二号

「集会・結社の自由」公安条例」「集団示威運動」大学教  
育社編『新訂版現代政治学事典』

### 一九九九年

The Position of the Ainu People in Japanese Law, College of  
Law, National Taiwan University, "International Conference on  
the Right of Indigenous Peoples"

「日本国憲法における新しい人権と幸福追求権」（韓国語  
訳）世界憲法研究四号（国際憲法学会韓国学会誌）

「人権観念の歴史的展開」高見編『人権論の新展開』（北  
大法学部ライブラリー）（北海道大学図書刊行会）

「教育改革と教育の地方自治」日本教育法学会年報二八号

『教育改革と地方分権』（有斐閣）

「社会権の今日的課題」憲法理論研究会編『現代行財政と  
憲法』（憲法理論叢書⑦）（敬文堂）

「福祉国家のゆくえ」全国憲法研究会編『憲法問題10』(三省堂)

「人権擁護推進審議会の答申をめぐって」座談会」ジュリスト一六七号

「札幌集会で感じたこと」子どもの人権三六号

二〇〇〇年

Constitutional Protection of Human Rights in Japan, Tankang University, "Regional Security & Democratization in Asia Pacific"

「憲法の意味を考える」北海道自治研究三七六号

「胎児、子どもの人権と医療」小児保健研究五九巻二号

「新しい人権」と憲法一三条の幸福追求権」杉原泰雄先生古稀記念論文集『二一世紀の立憲主義』(勁草書房)

「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止と違憲性」堀木訴訟」別冊ジュリスト一五三号『社会保障判例百選』(第三版)

「社会経済政策としてなされる営業規制——小売市場事

件」別冊ジュリスト一五四号『憲法判例百選Ⅰ』(第四版)

「憲法論議を深めるために」持論・駁論」国会月報六一

七号

二〇〇一年

「生存権と社会保障制度」ジュリスト一一九二号

The Legislative Process: Outline and Actors, Y. Higuchi (ed.),

Five Decades of Constitutionalism in Japanese Society, University of Tokyo Press

「首相公選制よりも議院内閣制の充実を」弘文堂編集部編

『さき』「首相公選」を考える』(弘文堂)